



令和7年度集団指導

居住・日中活動系サービス

1 入所・通所系サービスの 申請・届出に係る留意事項について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
障害者福祉サービス事業指定班



目次

- 1 各種申請・届出の提出について
- 2 建物の安全性等の状況について
- 3 グループホームを開設するときは
(住居追加含む)
- 4 グループホームの家賃設定について
- 5 住居追加時の留意事項

1 各種申請・届出の提出について

新規指定申請の手続き

| 実施時期 | | 手続き等の内容 | 県 | 事業所等 | 市町村 |
|------|-------|--|---|------|-----|
| 4か月前 | 月末まで | ①事業所等から市町村への事前相談 (事業相談シート等により相談) | | ○ | → ○ |
| | | ②事業所等で事業相談シートの作成 | | ○ | |
| | | ③事業所等から県へ事業相談シートの提出 (ちば電子申請システムによる) | ○ | ← | ○ |
| 3か月前 | 25日まで | ④県による事業相談シートの確認 県から事業所等へ補正依頼 | ○ | ⇄ | ○ |
| | 25日から | ⑤事業所等から県へ指定申請等の書類の提出 | ○ | ← | ○ |
| 2か月前 | 10日まで | ⑥県から市町村へ事業所情報を通知 | ○ | | → ○ |
| | 月末まで | ⑦市町村から県へ指定等に係る意見書の提出 | ○ | | ← ○ |
| | | ⑧県による指定申請等の確認 県から事業所等へ補正依頼 ⇒ 補正完了 | ○ | ⇄ | ○ |
| 1か月前 | | ⑨県における審査 ⇒ 翌月1日付けで指定・通知 | ○ | → | ○ |
| 事業開始 | 1日 | | | ○ | |

1 各種申請・届出の提出について

指定更新申請、変更届の手続き

① 指定更新申請

- ・ 指定有効期間の満了日が属する月の前月末までに必要な書類を提出してください。
提出方法の詳細は、県ホームページをご確認ください。
- ・ 多機能型事業所や短期入所（併設型・空床型）、就労定着支援など、複数のサービスを一体的に運営している場合、満了日が早いサービスに合わせて複数のサービスを同時に更新することも可能です。
- ・ 今後、指定更新申請についても、新規指定と同様に、市町村意見申出制度の対象となる予定です。

② 変更届（定員増・住居追加・加算等）

- ・ 変更の前月15日まで。 ※令和8年4月から適用する加算については後述
- ・ ただし、単位数が減少する場合、期限に関わらず速やかに提出が必要です。

③ 変更届（②の変更を除く）

- ・ 変更から10日以内。（事前提出可）

1 各種申請・届出の提出について

令和8年4月から適用する加算の取扱いについて

■ 提出期限

- ・原則は変更の前月15日（令和8年は3月16日）まで。
- ・ただし、「前年度の利用実績」によって判断される加算等については、特例として4月15日までが提出期限となります。

■ 「前年度の利用実績」によって判断される加算等とは

- ・「前年度の実績」・・・利用者数や定着者数

加算等の例) 生活介護・就労継続支援（A型・B型）等の基本報酬
人員配置体制加算、就労移行支援体制加算、
夜間支援体制加算 等

1 各種申請・届出の提出について

留意事項

- ・ 提出方法の詳細は、県ホームページをご確認ください。
- ・ 原則、変更届等の受理書は発行しません。（指定・更新通知書を除く。）
電子申請システムからの申請・届出については、電子申請システム上で、到達状況等を御確認ください。
※ 電話・メール等での到達確認は御遠慮ください。
- ・ 申請等までに、各種検査や契約、備品の搬入、従業員の雇用などが完了し、事業を開始できる体制が整っている必要があります。
- ・ 提出期限までに補正が完了しないときは、申請を受理できない場合があります。
（「提出期限までにとりあえず書類を出せばいい」ではありません！）
- ・ 令和8年4月1日以降の申請等について、様式等が変更となる予定です。
詳細は別途お知らせします。

2 建物の安全性等の状況について

- ▶ 新規開設（従たる事業所、住居等の追加含む）にあたっては、利用者の安全を確保するため、事前に建物の安全性等の状況について確認してください。

（1）耐震基準の適合状況

- ▶ 昭和56年6月1日以前に建築確認を受けた建物で事業を行おうとする場合、新耐震基準の適合状況（耐震診断結果等）を必ず確認してください。
- ▶ 耐震基準を満たしているかどうか不明な場合は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化工事を行ってください。
- ▶ 申請等の審査にあたり、検査済証や適合証明書等、基準を満たしていることを示す書類を求める場合があります。

2 建物の安全性等の状況について

(2) 土砂災害警戒区域等の該当の有無

- ▶ 事業所を開設しようとする土地の選定の際には、当該土地について、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に該当していないか、
ちば情報マップで直近の防災情報（土砂災害警戒区域等）を確認してください。
- ▶ 当該土地が警戒区域等に該当する場合には、計画の見直しをお願いします。
- ▶ なお、申請があった土地が警戒区域等に該当する場合で、安全の確保が難しいと判断された場合には、申請等を受理できないことがあります。

【土砂災害警戒区域等とは】

◆ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

…土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域

◆ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

…土砂災害が発生した場合、建築物の損壊が生じ、住民の生命・身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域

2 建物の安全性等の状況について

(3) 消防用設備等の点検に係る状況

- ▶ 防火対象物に該当する建物では、消防用設備の点検と適正な維持管理を行うことがその所有者、管理者等に義務付けられています。
- ▶ 事業で使用する建物については、申請・届出の提出期限までに、消防用設備等の点検、管轄消防署への届出に加え、必要な場合は消防署の立入検査まで完了させてください。
- ▶ また、立入検査等において、消防署からの指導等があった場合には、その対応についても完了している必要があります。

3 グループホームを開設するときは（住居追加含む）

- ▶ 開設予定地の自治会や近隣住民に対して、建築工事を始める前などに、挨拶・説明会を行うなど、**利用者が暮らしやすい関係づくり**に努めてください。
- ▶ 利用者ニーズの調査と併せて、事業計画等について、市町村やグループホーム等支援ワーカー等への情報提供に努めてください。
- ▶ 近隣住民等に運営状況を報告し、要望や意見を聴取する場として、**年1回以上、地域連携推進会議**を開催してください。
（当該年度に第三者評価を実施している場合を除く。）
- ▶ 日中サービス支援型のグループホームにおいては、毎年度、市町村自立支援協議会に事業の実施状況等を報告し、協議会から評価を受け、要望、助言等を聞く機会を設ける必要があります。

4 グループホームの家賃設定について

■ 家賃（居室の提供に要する費用）の基本的な考え方

- ・ 法人が負担する費用の総額を基準として、居室数（≠利用者の現員数）で割った金額で一人当たりの利用者負担額を算定します。

賃貸物件の場合

- ・ 建物賃借料（リビング用の部屋等、利用者の共用部分を含む）

法人所有物件の場合

- ・ 建物の取得費用（土地取得費は除く）
- ・ 建物の修繕費用を見込む場合は、長期の修繕計画を策定すること

5 住居追加時の留意事項

▶ 主たる事務所と住居（サテライト型含む）の間の距離

- ・ 以下を満たし、サービス提供に支障のない範囲に設置すること
 - ① 世話人等が支援のために行き来する時間帯において、
 - ② 通常の交通手段により、
 - ③ 主たる事務所と**30分以内**で移動できる距離

▶ サテライト型住居の留意事項

- ・ 以下を満たした範囲に設置すること
 - ① サテライト入居者の通常の交通手段（公共交通機関等）により、
 - ② 本体住居と**20分以内**で移動できる距離
- ・ 1つの本体住居に対して、サテライト型住居は**最大2つ**まで設置可能。
- ・ ただし、本体住居の定員が4名以下の場合は**1つ**まで。



御清聴ありがとうございました。